

## 地域貢献に係る包括連携協定一覧

	協定先と締結日	目的	連携内容
1	おかやま信用金庫 (2007年9月28日)	岡山商科大学及びおかやま信用金庫は、地域におけるお互いの情報及びノウハウを結びつけること等を通じて相互の連携を強化し、企業等の有する問題、課題を解決し、もって地域の発展に貢献することを目的とする。	(1)社会科学系分野における産学連携の推進 (2)マーケティング、経営相談を中心とした企業等支援 (3)大学発ベンチャー企業の育成 (4)人材育成の推進 (5)その他、協議決定した事項
2	株式会社トマト銀行 (2011年6月10日)	岡山商科大学及びトマト銀行は、地域におけるお互いの情報及びノウハウを結びつけること等を通じて相互の連携を強化し、企業等の有する問題、課題を解決し、もって地域の発展に貢献することを目的とする。	(1)社会科学系分野における産学連携の推進 (2)マーケティング、経営相談を中心とした企業等支援 (3)大学発ベンチャー企業の育成 (4)人材育成の推進 (5)その他、協議決定した事項
3	瀬戸内市 (2011年7月12日)	この協定は、両者が包括的な連携のもと、文化、産業、学術等の分野において相互の人的・知的資源及び研究成果等の交流・活用を図ることにより、地域社会の発展及び人材の育成に資することを目的とする。	(1)地域文化の振興に関する事項 (2)地域産業の振興に関する事項 (3)相互の教育及び人材の育成に関する事項 (4)生涯学習に関する事項 (5)まちづくりに関する事項 (6)学術研究に関する事項 (7)インターンシップ等における相互の現地学習に関する事項 (8)相互の施設利用に関する事項 (9)その他、両者が協議のうえ、必要と認める事項
4	株式会社山陽新聞社 (2012年3月28日)	この協定は、山陽新聞社と岡山商科大学が、包括的に連携・協力して教育・研究の推進並びに地域社会の発展に寄与することを目的とする。	(1)新聞の活用などによる教育の向上及び推進に関する事項。 (2)地域社会の発展及び活性化に関する事項。 (3)教育研究に関する事項。 (4)人材育成に関する事項。 (5)その他前条の目的に資すること。

5	<p>岡山市 (2013年9月18日)</p>	<p>この協定は、岡山商科大学と岡山市が、ESD推進等に関する一層の協力関係を構築することにより、岡山市のESDが安定的で継続的に実施されるためのシステムの形成に資することを目的とする。</p>	<p>この協定に基づき、岡山商科大学と岡山市が協力して行う環境、経済、社会、教育に関する事業の範囲は以下の通りとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)岡山ESDプロジェクトの実施に関する事業</li> <li>(2)持続可能な社会づくりに向けて、地域の社会・経済システムの継続・発展に繋がる人材の育成を図る事業</li> <li>(3)岡山市で開催される広域的なESD関連会議・イベントの運営支援に関する事業</li> <li>(4)岡山市のESD推進に関する学生・教育参加型社会・教育事業</li> <li>(5)その他岡山市のESD推進に関する事業</li> </ul>
6	<p>新庄村 (2013年11月22日)</p>	<p>この協定は、両者が包括的な連携のもと、文化、産業、学術等の分野において相互の人的・知的資源及び研究成果等の交流・活用を図ることにより、地域社会の発展及び人材の育成に資することを目的とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)地域文化の振興に関する事項</li> <li>(2)地域産業の振興に関する事項</li> <li>(3)相互の教育及び人材の育成に関する事項</li> <li>(4)生涯学習に関する事項</li> <li>(5)まちづくりに関する事項</li> <li>(6)学術研究に関する事項</li> <li>(7)インターンシップ等における相互の現地学習に関する事項</li> <li>(8)相互の施設利用に関する事項</li> <li>(9)その他、両者が協議のうえ、必要と認める事項</li> </ul>
7	<p>備前市 (2014年3月28日)</p>	<p>この協定は、両者が包括的な連携のもと、文化、産業、学術等の分野において相互の人的・知的資源及び研究成果等の交流・活用を図ることにより、地域社会の発展及び人材の育成に資することを目的とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)地域文化の振興に関する事項</li> <li>(2)地域産業の振興に関する事項</li> <li>(3)相互の教育及び人材の育成に関する事項</li> <li>(4)生涯学習に関する事項</li> <li>(5)まちづくりに関する事項</li> <li>(6)学術研究に関する事項</li> <li>(7)インターンシップ等における相互の現地学習に関する事項</li> <li>(8)相互の施設利用に関する事項</li> <li>(9)その他、両者が協議のうえ、必要と認める事項</li> </ul>
8	<p>津山市 (2014年5月26日)</p>	<p>この協定は、両者が包括的な連携のもと、文化、産業、学術等の分野において相互の人的・知的資源及び研究成果等の交流及び活用を図ることにより、地域社会の発展及び人材の育成に資することを目的とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)地域文化の振興に関する事項</li> <li>(2)地域産業の振興に関する事項</li> <li>(3)相互の教育及び人材の育成に関する事項</li> <li>(4)生涯学習に関する事項</li> <li>(5)まちづくりに関する事項</li> <li>(6)学術研究に関する事項</li> <li>(7)インターンシップ等における相互の現地学習に関する事項</li> <li>(8)相互の施設利用に関する事項</li> <li>(9)その他、両者が協議のうえ、必要と認める事項</li> </ul>

9	<p>岡山県 大学コンソーシアム岡山 各加盟校 (2015年8月6日)</p>	<p>この協定は、岡山県、大学コンソーシアム岡山及び岡山商科大学が包括的な連携のもとに互いに協力し、地域社会の発展、学術・文化の振興及び人材の育成に寄与することを目的とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)教育、文化及びスポーツの振興に関すること。</li> <li>(2)産業振興や観光振興など地域経済の発展に関すること。</li> <li>(3)人材の育成及び学生の就職の支援に関すること。</li> <li>(4)健康、医療及び福祉の向上に関すること。</li> <li>(5)地域づくり・まちづくりの推進に関すること。</li> <li>(6)自然環境の保全に関すること。</li> <li>(7)その他、連携協力を必要とする事項。</li> </ul>
10	<p>真庭市 (2015年11月6日)</p>	<p>この協定は、真庭市及び岡山商科大学が包括的な連携のもと、文化、産業、学術等の分野において相互の人的・知的資源の交流及び研究成果等の交流・活用等を図ることにより、地域社会の発展及び人材の育成に資することを目的とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)地域文化の振興に関する事項</li> <li>(2)地域産業の振興に関する事項</li> <li>(3)相互の教育及び人材の育成に関する事項</li> <li>(4)生涯学習に関する事項</li> <li>(5)まちづくりに関する事項</li> <li>(6)学術研究に関する事項</li> <li>(7)インターンシップ等における相互の現地学習に関する事項</li> <li>(8)相互の施設利用に関する事項</li> <li>(9)岡山商科大学と湯原観光協会及び湯原町旅館協同組合との連携協定に関する事項</li> <li>(9)その他真庭市及び岡山商科大学が協議の上、必要と認める事項</li> </ul>
11	<p>一般社団法人湯原観光協会 (2015年11月6日)</p>	<p>この協定は、湯原町観光協会及び岡山商科大学が包括的な連携のもと、文化、産業、学術等の分野において相互の人的・知的資源及び研究成果等の交流・活用を図ることにより、地域社会の発展及び人材の育成に資することを目的とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)地域文化の振興に関する事項</li> <li>(2)地域産業の振興に関する事項</li> <li>(3)相互の教育及び人材の育成に関する事項</li> <li>(4)生涯学習に関する事項</li> <li>(5)まちづくりに関する事項</li> <li>(6)学術研究に関する事項</li> <li>(7)インターンシップ等における相互の現地学習に関する事項</li> <li>(8)相互の施設利用に関する事項</li> <li>(9)その他、湯原観光協会及び岡山商科大学が協議のうえ、必要と認める事項</li> </ul>
12	<p>湯原町旅館協同組合 (2015年11月6日)</p>	<p>この協定は、湯原町旅館協同組合及び岡山商科大学が包括的な連携のもと、文化、産業、学術等の分野において相互の人的・知的資源及び研究成果等の交流・活用を図ることにより、地域社会の発展及び人材の育成に資することを目的とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)地域文化の振興に関する事項</li> <li>(2)地域産業の振興に関する事項</li> <li>(3)相互の教育及び人材の育成に関する事項</li> <li>(4)生涯学習に関する事項</li> <li>(5)まちづくりに関する事項</li> <li>(6)学術研究に関する事項</li> <li>(7)インターンシップ等における相互の現地学習に関する事項</li> <li>(8)相互の施設利用に関する事項</li> <li>(9)その他、湯原町旅館協同組合及び岡山商科大学が協議のうえ、必要と認める事項</li> </ul>

13	<p>和気町 (2016年7月29日)</p>	<p>この協定は、和気等及び岡山商科大学が包括的な連携のもと、文化、産業、学術等の分野において相互の人的・知的資源及び研究成果等の交流・活用等を図ることにより、地方創生に向けた地域社会の発展及び人材の育成に資することを目的とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)地域文化の振興に関する事項</li> <li>(2)地域産業の振興に関する事項</li> <li>(3)相互の教育及び人材の育成に関する事項</li> <li>(4)生涯学習に関する事項</li> <li>(5)まちづくりに関する事項</li> <li>(6)学術研究に関する事項</li> <li>(7)インターンシップ等における相互の現地学習に関する事項</li> <li>(8)相互の施設利用に関する事項</li> <li>(9)その他、和気町及び岡山商科大学が協議の上、必要と認める事項</li> </ul>
14	<p>有限会社廣安瓦建材 (2017年9月12日)</p>	<p>岡山商科大学及び廣安瓦建材は、地域におけるお互いの情報及びノウハウを結びつけること等を通じて相互の連携を強化し、相互の有する問題、課題を解決し、技術の実用化及び事業化をもって地域の発展に貢献することを目的とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)共同研究、受託研究の推進及び研究成果の公表に関する事項</li> <li>(2)知的財産・技術の実用化に関する事項</li> <li>(3)社員、教職員、学生の人材育成に関する事項</li> <li>(4)その他、岡山商科大学及び廣安瓦建材が協議決定した事項</li> </ul>
15	<p>公益財団法人倉敷考古館 (2018年2月20日)</p>	<p>この協定は、倉敷考古館と岡山商科大学が包括的に相互に連携・協力し、地域文化の発展と人材育成に寄与することを目的とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)館蔵資料の整理・研究・展示並びに社会教育活動の発展に関する事項</li> <li>(2)学生による古代吉備文化の理解の向上・支援に関する事項</li> <li>(3)観光研究のフィールドとしての調査研究・活用発信に関する事項</li> <li>(4)相互の教育及び人材の育成に関する事項</li> <li>(5)生涯学習に関する事項</li> <li>(6)学術研究に関する事項</li> <li>(7)インターンシップ等における相互の現地学習に関する事項</li> <li>(8)相互の施設利用に関する事項</li> <li>(9)その他、倉敷考古館及び岡山商科大学が協議の上、必要と認める事項</li> </ul>
16	<p>株式会社岡山リベツツ (2018年8月7日)</p>	<p>この協定は岡山リベツツと岡山商科大学が有する様々な資源(人的、物的、知的)を尊重し、連携、協力することにより相互の発展を目指すとともに、岡山県のスポーツ文化の発展及び地域振興に資することを目的とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)岡山商科大学における教育活動の活性化</li> <li>(2)卓球人材の育成と活用</li> <li>(3)地域貢献活動</li> <li>(4)その他岡山リベツツ及び岡山商科大学が協議の上、必要と認める事項</li> </ul>

17	<p>株式会社日本政策金融公庫岡山支店 (2018年11月1日)</p>	<p>本協定は、岡山商科大学及び日本政策金融公庫が緊密な協力と信頼関係のもとに幅広い分野で相互に協力・連携し、互いが有する資源や機能等の効果的な活用を図りながら、地域経済の活性化及び地域社会の発展に寄与することを目的とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)地域の課題解決による地域振興及びそれに資する人材の育成</li> <li>(2)地域の中小企業者・農林水産業者のニーズの情報及びそれらに対する情報提供</li> <li>(3)岡山商科大学の研究成果等のシーズと地域の中小企業者・農林水産業者のニーズとのマッチングのコーディネート</li> <li>(4)株式会社日本政策金融公庫の取引先企業からの経営相談に関する支援</li> <li>(5)岡山商科大学及び日本政策金融公庫の教育・人材育成にかかる講師派遣等の人材交流</li> <li>(6)その他本協定の目的達成に必要な事項</li> </ul>
18	<p>玉野市 (2019年5月23日)</p>	<p>この協定は、玉野市及び岡山商科大学が相互に密接に連携することにより、それぞれの資源を有効に活用した協働による活動を推進し、地方創生の実現に資することを目的とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)たまの版生涯活躍のまち(CCRsea)の推進に関すること。</li> <li>(2)地域文化の振興に関すること。</li> <li>(3)地域産業の振興に関すること。</li> <li>(4)相互の教育及び人材の育成に関すること。</li> <li>(5)生涯学習に関すること。</li> <li>(6)まちづくりに関すること。</li> <li>(7)学術研究に関すること。</li> <li>(8)インターンシップ等における相互の現地学習に関すること。</li> <li>(9)相互の施設利用に関すること。</li> <li>(10)その他、地方創生に資する取組に関すること。</li> </ul>